

令和2年2月14日 開会
令和2年2月14日 閉会
(定例会)

**令和2年第1回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和2年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月10日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬

- 1 期 日 令和2年2月14日
2 場 所 島根県市町村振興センター6階 大会議室

○開会日に応招した議員（10名）

飯田武則	山下修
川上幸博	楫野弘和
近藤宏樹	小野覺
岩本一巳	嘉戸隆
池田高世偉	森脇悦朗

○応招しなかった議員（0名）

令和2年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月14日（金曜日）

議事日程

令和2年2月14日 午後13時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について
- 日程第4 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第8号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について
- 日程第4 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁

- 償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第8号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

出席議員（10名）

1番 飯田武則	2番 山下修
3番 川上幸博	4番 楫野弘和
5番 近藤宏樹	6番 小野覺
7番 岩本一巳	8番 嘉戸隆
9番 池田高世偉	10番 森脇悦朗

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ----- 小川浩明 書記 ----- 須山貴史

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 ----- 松浦正敬 会計管理者 ----- 黒田研治
事務局長 ----- 北垣茂巳 業務課長 ----- 桑原賢司

午後13時00分開会

○議長（森脇 悦朗） これより、令和2年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森脇 悦朗） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、議長において、8番嘉戸隆議員及び9番池田高世偉議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（森脇 悦朗） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 御異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号

○議長（森脇 悦朗） 日程第3、議案第1号「島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第1号島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定につきまして、御説明申し上げます。
議案の1ページから5ページを御覧ください。
本件につきましては、高齢者保健事業について、より効果的かつ効率的な推進が図れるよう、広域連合と関係市町村との連携内容に関し、広域計画を改定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第1号につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。
議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号「島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（森脇 悦朗） 日程第4、議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第2号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案の7ページから9ページを御覧ください。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する3条例の改正を行うものであります。

以上、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 から 日程第8 議案第6号

○議長（森脇 悦朗） 日程第5、議案第3号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第6、議案第4号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の制定について」、日程第7、議案第5号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」、日程第8、議案第6号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定について」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第3号から議案第6号までを一括して御説明申し上げます。

議案の11ページから26ページを御覧下さい。

まず、議案第3号島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

続いて、議案の27ページから29ページを御覧下さい。

議案第4号島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の分限に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案の31ページ及び32ページを御覧下さい。

議案第5号島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案の33ページから41ページを御覧下さい。

議案第6号島根県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の育児休業等に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

以上、議案第3号から議案第6号までを一括して、御説明を申し上げました。
何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。
議案第3号から議案第6号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。
これをもって、議案第3号から議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
議案第3号から議案第6号について討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。
よってこれにて討論を終結いたします。
これより表決に入ります。
議案第3号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（森脇 悦朗） 次に、議案第4号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例の制定について」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（森脇 悦朗） 次に、議案第5号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（森脇 悦朗） 次に、議案第6号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の制定について」を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号

○議長（森脇 悦朗） 日程第9、議案第7号「島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第7号島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する条例の廃止につきまして御説明申し上げます。

議案の43ページ及び44ページを御覧ください。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当広域連合では、臨時的任用制度への移行の予定がないことから条例を廃止するものであります。

以上、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第7号「島根県後期高齢者医療広域連合臨時的に任用された職員の分限に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（森脇 悦朗） 日程第10、議案第8号「島根県後期高齢者医療広域連合 後期高齢

者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第8号島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案の45ページから49ページを御覧ください。

本件につきましては、令和2年度及び令和3年度の保険料率について、新たに定めること。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、保険料の改定に当たりましては、保険給付費が増加傾向である中、医療給付費準備基金から12億9,600万円を繰り入れ、併せて保険料の上昇を抑制するため、財政安定化基金5億円を活用することといたしました。

令和2年度及び令和3年度の保険料率につきましては、所得割率を現行の8.25%から9.55%へ、均等割額を現行の43,440円から50,640円へそれぞれ改定するものであります。

次に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴う所要の改正といたしましては、保険料の賦課限度額の引き上げ、低所得者に係る保険料の軽減対象の拡大であります。

まず、保険料の賦課限度額の引き上げにつきましては、医療給付費の伸びにより、保険料負担の増加が見込まれる中、上位所得者に応分の負担を求める観点から、令和2年度より、保険料の賦課限度額を2万円引き上げて、64万円にするものであります。

次に、低所得者に係る保険料の軽減対象の拡大につきましては、5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準をそれぞれ5千円と1万円緩和するものであります。

以上、議案第8号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。

議案第8号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第8号「島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ

いて」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（森脇 悦朗） 日程第11、議案第9号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第9号、令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

議案の51ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、補正前予算額1,096億3,859万5千円に、35億3,550万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,131億7,410万4千円とするものであります。

議案の53ページを御覧ください。

歳出の内容といたしましては、保険給付費を決算見込により、35億3,550万9千円増額するものであります。

議案の52ページを御覧ください。

歳入の内容といたしまして、歳出で御説明しました、決算見込による保険給付費の増に伴い、定率負担分の市町村、国、県支出金並びに支払基金交付金を決算見込みにより増額し、これらの不足分を基金繰入金の増額により賄うものであります。

以上、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。

議案第9号に対する質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第9号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 及び 日程第13 議案第11号

○議長（森脇 悦朗） 日程第12、議案第10号「令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第13、議案第11号「令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（森脇 悦朗） 松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第10号、令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第11号、令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、当広域連合では、後期高齢者が住み慣れた地域で健康を保持できるよう、健康づくり事業や医療費適正化を推し進めるため、令和2年度重点施策として、1つ目が新規施策である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、2つ目が糖尿病性腎症重症化予防対策、3つ目が高齢者のフレイル対策、4つ目が重複・頻回受診者及び重複投薬者対策、5つ目が柔道整復療養費等不正受給対策として定め、予算編成を行いました。

それでは、一般会計予算の概要から予算書に沿って御説明申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。

令和2年度一般会計の予算総額は4億9,899万3千円と、前年度比で76万2千円の増となっております。

6ページを御覧ください。

歳入といたしまして、分担金及び負担金につきまして、一般会計の予算総額が増となることからその財源である市町村事務費負担金も増となるものであり、前年度比で76万円増の4億9,897万8千円を計上いたしました。

7ページを御覧ください。

主な歳出といたしまして、民生費について、標準システム機器の保守料の増により、前年度比221万円増の3億5,162万9千円を計上いたしております。

次に、特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

もう一度、1ページにかえって御覧ください。

令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、1,142億600万円と、前年度比で63億7,000万円の増となっております。

20ページを御覧ください。

歳入といたしまして、まず、市町村支出金につきましては、保険料等負担金及び療養給付費の増が見込まれることから、前年度比で21億3,072万2千円増の195億4,833万9千円を計上いたしました。

続いて、国庫支出金につきましては、療養給付費の増が見込まれることにより前年度比で14億4,048万4千円増の389億6,873万8千円を計上いたしました。

続いて、県支出金につきましては、療養給付費の増が見込まれることにより前年度比で10億8,660万3千円増の101億5,383万7千円を計上いたしました。

最後に、支払基金交付金につきましては、療養給付費の増が見込まれることにより、前年度比で21億3,598万6千円増の451億4,174万7千円を計上いたしました。

21ページを御覧ください。

主な歳出といたしまして、まず、保険給付費につきましては、一人当たりの保険給付費の増が見込まれることから前年度比で62億7,623万6千円増の1,134億7,435万9千円を計上いたしております。

次に保健事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をはじめとする重点施策を前年度比で8,072万3千円の増を計上したことなどにより、前年度比で1億157万8千円増の5億1,896万2千円を計上いたしております。

最後に18ページを御覧下さい。債務負担行為になりますが、令和3年度の保険料通知書の作成に係る賦課徴収事務費について、所要額481万8千円を計上いたしております。

以上、議案第10号及び議案第11号につきまして御説明を申し上げます。

何とぞ よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森脇 悦朗） これより質疑に入ります。

議案第10号及び議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号及び議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号及び議案第11号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森脇 悦朗） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第10号「令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

○議長（森脇 悦朗） 次に、議案第 11 号「令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（森脇 悦朗） 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

○議長（森脇 悦朗） 以上をもちまして、これにて、令和 2 年第 1 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 20 分 閉会
